

現場で働く一人親方には 労災特別加入が必要です

仕事でケガをしたときに、一般的に労働者の場合、労働者が雇用されている事業所の労災保険が適用されます。

建設業のように、数字の下請け業者が混在する現場では、元請けの労災保険が適用されます。

ただし、一人親方や中小事業主には元請労災が適用できないので、**特別加入労災保険**を適用することになります。現場で作業する事業主、一人親方は特別加入に入りましょう。

事業主特別加入は、埼玉土建のように労働保険の事務組合を通してのみ加入できます。

仕事中や通勤中のケガなら・・・

医療費は全額無料

休業補償が国から支給

基礎日額	年額
25,000	164,250
24,000	157,680
22,000	144,540
20,000	131,400
18,000	118,260
16,000	105,120
14,000	91,980
12,000	78,840
10,000	65,700
8,000	52,560
6,000	39,420
4,000	26,080
3,500	22,986

給付基礎日額の8割で補償

左記は4月～翌年3月までの保険料。年度途中の加入は月割り計算となります。

加入には事務費&手数料=2,200円
組合費6,000円(毎月)が別途必要です。

埼玉土建なら他にも・・・

資格講習が全額または半額キャッシュバック！
工具盗難保険も新たにできました！
他にもたくさんメリットあります
建設業のことなら埼玉土建へご相談ください！

埼玉土建一般労働組同比企西部支部

〒355-0342 比企郡ときがわ町玉川 923-4

TEL:0493-66-1120 FAX:0493-66-1140

